

内閣参質一八九第九九号

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員有田芳生君提出日本人抑留者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出日本人抑留者に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「名簿」については、平成十八年に厚生労働省がロシア連邦政府から提供を受けたものである。

二及び三について

政府としては、平成三年以降、旧ソヴェト社会主義共和国連邦（以下「旧ソ連邦」という。）から約三万九千件の「ソ連邦抑留死者名簿」が提供されるなどしたことから、旧ソ連邦の地域に抑留された者に関する調査を優先して実施したため、御指摘の「名簿」については、公表に至っていないところである。

四について

政府としては、旧ソ連邦及びモンゴル人民共和国の地域（以下「旧ソ連邦等の地域」という。）に抑留された日本人は、約五十七万五千人、旧ソ連邦等の地域において抑留中に死亡した日本人は、約五万五千人であると推計している。

五及び六について

お尋ねについては、平成十七年にロシア連邦政府から提供を受けた旧ソ連邦の地域に抑留された邦人で

あつて北朝鮮の地域に移送されたものの名簿も含めて、現在、厚生労働省において、その保有する関係資料を精査中であるため、お答えすることは困難である。

七について

北朝鮮に残された日本人の遺骨の問題については、引き続き、関係する行政機関が連携して適切に対応してまいりたいが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

八について

政府としては、お尋ねの「遺族名簿」は保有していない。